日高村お試し滞在施設設置及び管理に関する条例施行規則

　（趣旨）

**第１条**　この規則は、日高村お試し滞在施設設置及び管理に関する条例（平成２５年日高村条例第２７号。以下「条例」という。）第８条の規定に基づき、日高村お試し滞在施設（以下「施設」という。）の管理及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

　（使用申請及び使用決定通知）

**第２条**　条例第７条第１項に規定する使用の申請は、日高村お試し滞在施設使用申請書（別記様式第１号）により行うものとする。

２　条例第７条第２項に規定する使用許可の決定は、日高村お試し滞在施設使用許可決定通知書（別記様式第２号）により行うものとする。

３　長期滞在については、別途審査し使用の許可を決定するものとする。

　　　(１)申請書類審査

　　　(２)申請者との面接及び審査

　　　(３)その他村長が必要と認める事項

　（使用契約の締結）

第３条　前条の規定により長期滞在使用許可の交付を受けた者は、村長が定める期日までに、使用契約書（別記様式第３号）により契約を締結するものとする。

　（使用料）

**第４条**　条例第６条に規定する使用料の納入については、条例第７条第２項の使用決定の通知を受けたときに、納入通知書により前納しなければならない。使用期間を延長する場合も、同様とする。

２　当初使用期間及び使用期間の延長については、短期滞在は１日単位を基本とし、長期滞在は１ヶ月単位を基本とする。

３　使用料には、施設の使用に伴う電化製品使用料、電気料、プロパンガス使用料、水道料、合併処理浄化槽の管理に係る費用及びインターネット回線使用料を含むものとするが、長期滞在の使用料には、電気料、プロパンガス使用料、水道料は含まないものとする。ただし、飲食費並びに洗面具及び衛生用品等の日常消耗品は、使用者の負担とする。

　（修繕の費用の負担）

**第５条**　施設及び備品の修繕に要する費用は、村の負担とする。

２　前項の規定による修繕の必要が使用者の責めに帰すべき事由によって生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該使用者は、村長の指示に従い当該修繕をし、又はその費用を負担しなければならない。

　（使用者の遵守事項）

**第６条**　使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（１）第３条第１項に規定する使用料を納めた後に、村長の指定する職員（以下「職員」という。）から当該施設の鍵を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。鍵を紛失したときは、速やかに職員にその旨を報告しなければならない。

（２）火気の取扱いに注意し、備付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。

（３）ごみは、決められたルールに従い排出すること。

（４）施設の使用期間が満了したときは、施設を原状に復し、直ちに職員に当該施設の鍵を返却すること。

（５）その他、職員の指示に従うこと。

　（行為の制限）

**第７条**　使用者は、施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（１）犬や猫などのペットを飼育すること。

（２）物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為をすること。

（３）興行を行うこと。

（４）展示会、その他これに類する催しをすること。

（５）文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

（６）宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。

（７）近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

（８）施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。

（９）施設を模様替えし、又は増築すること。ただし、現状の回復又は撤去が容易である場合においては、村長の承認を得たときは、この限りではない。

（10）その他施設の使用にふさわしくない行為

　（決定の取消）

**第８条**　村長は、使用者に前条の規定に違反する行為があったと認めた場合、第２条第２項

の使用許可を取り消すことができる。

２　前項の規定により使用許可を取り消したときは、日高村お試し滞在施設入居許可取消通

知書（別記様式第４号）により、使用者に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

**第9条**村長は、当該使用が暴力団の活動に利用されると認めたときは、日高村暴力団排除

条例第８条の規定により施設の使用許可の決定を行わないものとする。

２　村長は、施設の使用許可決定後に当該使用が暴力団の活動に利用されると認めたときは、

　日高村暴力団排除条例第８条の規定により施設の使用許可の決定を取り消すことができる。

　（特別の設備又は特殊物品の搬入）

**第10条**　使用者が、施設の使用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとする

ときは、村長の許可を受けなければならない。

　（退去に係る検査等）

**第11条**　使用者が、使用期間の満了又は使用途中の退去を行う場合は、当該退去日までに村長に届け出て、職員の検査を受けなければならない。

２　使用者は、第６条第９号の規定により当該施設を模様替えし、又は増築したときは、前

項の検査までに、自己の費用で現状の回復又は撤去をしなければならない。ただし、事前

に村長の承認を得たときは、この限りではない。

　（事故免責）

**第12条**　施設又は施設周辺で発生した事故に対して、村長はその責任を負わないものとす

る。

（その他）

**第13条**　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附　則**（平成29年3月15日規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。